

平成23年度出稼労働者パンフレット
互いの笑顔が気持ちよい
安全で明るい出稼就労のために



厚生労働省
都道府県労働局・ハローワーク

互いの笑顔が気持ちよい

安全で明るい出稼就労のために



出稼労働者が安心して働ける
職場づくりの手引き



厚生労働省・都道府県・都道府県労働局

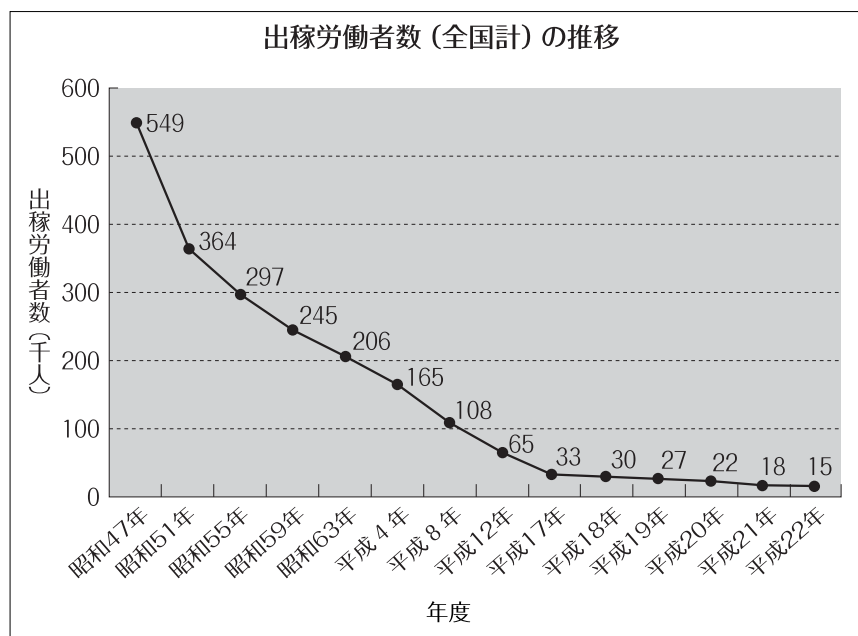
出稼労働者数は昭和48年度以降減り続けているものの、現在でも約1万5千万人が、1年のうち一定期間家族のもとを離れて職に就いています。

出稼労働者の就労環境は、近年、大きく改善されてきましたが、依然として労働災害や賃金不払いをはじめ、労働条件、雇用関係などに関する問題が発生しています。また、就労期間中の疾病、行方不明、留守家族問題など出稼に伴う特有の問題もあります。

最近では、出稼労働者が高齢化を理由として就労先の変更を余儀なくされ、慣れない仕事に就く人が増加するなど、出稼労働者をめぐる就労環境は厳しさを増しています。

こうした背景から、事業主や関係の方々には、厚生労働省、都道府県、都道府県労働局、市町村等の関係機関を利用しながら出稼労働者が安心して安全に働けるような職場の環境づくりに向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

I 出稼労働者の実態



(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ

- ・出稼労働者は、昭和47年度の約54万9千人をピークに、その後減少し続けており、平成22年度は約1万5千人となっています。
- ・出身地域別の内訳をみると、北海道 32.0%、東北 60.7%、九州・沖縄 4.7%、その他 2.6%となっており、北海道・東北地域の割合が90%以上を占めています。

II 事業主の皆さんへ

1. 採用方法

出稼労働者を雇い入れるときは、公共職業安定所を通して採用するようにしましょう。

- ① ハローワークを通さずに、友人・知人等の紹介やこれまでの出稼労働者との口約束で採用すると、お互いの理解に相違が生じ易く、トラブルの原因となります。
就労上のトラブルの防止のためにも、ハローワークに求人を申し込み、求人条件を明確にしておくことが大切です。
- ② ハローワークを通して採用すると、事業所や出稼労働者の家族の方も安心でき、本人も安心して故郷を離れて就労することができます。

2. 労働条件の明確化

事業主の皆さんは、採用を決定した労働者と、労働契約を締結するときは、次の事項を明示しなければなりません（労働基準法第15条）。

また、労働者に提示する労働条件および労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとされています（労働契約法第4条）。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項
- ④ 賃金（退職手当および臨時に支払われる賃金などを除く。以下同じ）の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

このほか、会社で独自に定めているもの（労働者が負担する食費、作業用品に関する事項など）があれば、明示しなければなりません。

①～⑤に関しては、書面によって労働者に明示しなければなりません。

※ 労働条件を明示する際には、「労働条件通知書」もしくは「雇入通知書」を交付するか、出稼労働者手帳（次ページ参照）の「労働条件通知書」欄を活用してください。

3. 労働時間の適正管理

労働基準法において、1週間の法定労働時間は40時間とされています。（常時10人未満の労働者を使用する商業など一部の事業場を除く）

法定労働時間を守り、適正な労働時間管理を行ってください。法定労働時間を超えて労働させた場合および法定休日や深夜に労働させた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

4. 有給休暇の付与

労働基準法において、6カ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者については、初年度10日間の年次有給休暇を付与することとされています。

また、継続する勤務期間が6カ月未満であっても、出稼労働者の福祉の向上と、事業所の円滑な労働力確保の観点から、

- ① 継続する労働月数が3カ月以上4カ月未満の人には、3日程度
 - ② 同 4カ月以上6カ月未満の人には、5日程度
- の有給休暇を付与して下さるようお願いいたします。

さらに、出稼労働者はその勤務形態から、実際にこのような有給休暇を取得できる期間が短いと考えられますので、就労期間中に前倒しで付与するように努めてください。

5. 労働災害の防止

出稼労働者は、慣れない業務に従事することによって労働災害に被災する危険性があります。次の事項に注意して労働災害の防止を図ってください。

- ① 従事する業務に関する安全衛生教育を実施する。
- ② 車両系建設機械の運転や玉掛け作業など、法定の資格の必要な業務には、資格を持っていない者が従事することのないよう徹底する。
- ③ 出稼労働者の経験に応じた適正配置をはじめ安全な機械設備の使用など、管理面、設備面にわたって危害防止上必要な対策を取る。

6. 健康の確保

出稼労働者は、居住地を離れて就労していることや高齢化が進んでいることなどから、出稼先で健康を害する恐れもあります。出稼労働者の健康を確保するために次の事項に配慮するようお願いします。

- ① 出稼労働者の健康状態の把握に努め、必要に応じて雇い入れ時の健康診断を実施する。
- ② 就労前または雇い入れ時の健康診断の結果に異常所見が認められた場合は、その結果について産業医等の意見を聴き、就労上適切な対応をする。
- ③ 産業医等による、健康相談を行うように努める。

7. 寄宿舍の安全衛生の確保

出稼労働者が多く居住する寄宿舍、特に建設業附属寄宿舍については、火災により死傷者が生じる事故も発生していることから、緊急時の安全基準を確実に守ることが最重要です。さらに、生活の場として十分くつろげる住環境を整備する必要があります。

建設業附属寄宿舍規程の設備等基準の履行に加え、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」に基づき、特に次の事項に配慮して建設業附属寄宿舍の一層の改善をお願いします。

- ① 緊急時の避難設備、警報設備、消火設備などの安全基準をはじめとした各種寄宿舍基準を順守する。
- ② 冬期における適切な暖房の使用に努めるとともに、火災防止の徹底を図る。
- ③ 居室の住環境の拡充、福利施設の設置など、寄宿労働者の福祉向上に努める。
- ④ 交替制勤務を採用している場合などには、就労しない者の休息に対して配慮する。

8. 特定業種（建設業、清酒製造業および林業）退職金共済制度

建設業、清酒製造業または林業を営む事業主の皆さんが出稼労働者を雇用した場合には、出稼労働者の老後の生活の安定を図るため、それぞれの業種ごとに設けられている退職金共済制度に加入するようにしましょう。この制度は、中小企業退職金共済法に基づいて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している、安全、確実、簡便な退職金制度です。

お問い合わせは、独立行政法人勤労者退職金共済機構（電話：03-3436-0151）までお願いします。

9. 契約期間中の解雇等

労働契約法において、使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、途中で解雇できず、期間の定めのない労働契約の場合よりも解雇の有効性は厳しく判断されます。また、期間の定めのない場合も、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となります。詳しくは、「総合労働相談コーナー」〔都道府県労働局総務部企画室（7ページ）や労働基準監督署などに設置〕までお気軽にご相談ください。

Ⅲ 出稼労働者と家族の皆さんへ

1. 出稼労働者手帳の活用

出稼ぎをする方は、ハローワークを通して、行きましょう。

また、出稼ぎをする際には、必ず出稼労働者手帳を所持するようにしましょう。

* 出稼労働者手帳 *

- | | |
|-----------|---|
| ① 身分証明書 | } 出稼労働者手帳は、ハローワークで発行しています。
この手帳は身分証明書になるほか、②～④のように出稼ぎ前および就労中に必要な事項が確認できるようになっていますから、有効に活用してください。 |
| ② 労働条件通知書 | |
| ③ 賃金未払確認書 | |
| ④ 健康診断個人票 | |

また、この手帳には、主要ハローワーク、主要労働基準監督署の所在地や職業相談員の配置先が書かれています。トラブルがあった時などお気軽にご相談ください。

2. 出稼ぎ中の留意事項

出稼ぎに行かれた方とその家族の皆さんは、連絡を頻繁に取り、出稼ぎ先の状況や家族の状況を十分に把握しておくようにしましょう。

Ⅳ 都道府県労働局などが行う出稼労働者対策の概要

出稼労働者に関する諸問題を解決するためには、基本的には地元での就労機会を確保して出稼ぎをしなくて済むようにすることが必要です。

しかしながら、地元での就労が困難であったり、やむを得ず出稼ぎに出る方々に対しては、厚生労働省、都道府県、都道府県労働局、市町村、ハローワーク、労働基準監督署などが密接な連携のもとに、次のような対策を実施しています。

1. 地元就労の促進対策

出稼ぎをしなくても安定した生活が確保できるよう、地元における良質な就業機会の確保を図ることが重要です。このため、職業相談員による相談・援助活動やハローワークによる個別求人開拓の実施などを行っています。

2. 安定した出稼就労を確保するための対策

安定した出稼就労の確保のためには、適正な就労経路を確保することが重要です。このため、出稼労働者手帳の交付、出稼労働者台帳の作成、現地選考を行う求人事業主への支援、事業主に対する適正募集の指導などを行っています。

3. 就労先における労働条件の確保対策

出稼労働者の就労先での労働災害の発生や労働条件上のトラブルの発生を事前に防止するために、出稼労働者手帳を活用した職業相談、出稼労働者関係事業所台帳の作成、事業主に対する助言・指導などを行っています。

4. 職業相談員の配置

上記1～3により出稼労働者の安全で安定した就労を推進するため、都道府県労働局およびハローワークに職業相談員を配置しています。

○職業相談員（出稼労働者支援）配置場所一覧

○送出处担当

配置機関名	所在地	電話番号
札幌東公共職業安定所	札幌市豊平区月寒中央通7丁目6-20 JA月寒中央ビル2階	(011) 853-0101
弘前公共職業安定所	弘前市大字南富田町5-1	(0172) 38-8609
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町37-6	(0173) 34-3171
岩手労働局職業安定部	盛岡市中央通2-1-20 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル	(019) 604-3001
那覇公共職業安定所	那覇市おもろまち1-3-25	(098) 866-8609

○受入地担当

配置機関名	所在地	電話番号
千葉労働局職業安定部	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	(043) 221-4081
東京労働局職業安定部	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	(03) 3512-1664
神奈川労働局職業安定部	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	(045) 650-2801
愛知労働局職業安定部	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	(052) 219-5507

その他、都道府県労働局および労働基準監督署においては、事業場に対して、出稼労働者への適正な労働条件の明示をはじめ、賃金、労働時間、有給休暇、労働災害、健康管理、附属寄宿舍の安全基準等労働条件の確保に関する対策を推進しています。

出稼ぎに関する相談を受け付けている関係機関は、次のとおりですので、お気軽にご利用ください。

主要ハローワーク（公共職業安定所） 求人・求職をはじめ出稼就労についての相談は

所名	所在地	電話番号
(北海道) 札幌 函館 旭川 (埼玉県) 川口 大宮 浦和 (千葉県) 千葉 市川 (東京都) 飯田橋 上野 渋谷 (神奈川県) 横浜 川崎 (静岡県) 静岡 浜松 (愛知県) 名古屋中 名古屋南 一宮 (大阪府) 大阪東 梅田 大阪西 淀川 (兵庫県) 神戸 灘	〒064-8609 札幌市中央区南十条西14丁目 〒040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎 〒070-0902 旭川市春光町10-58 〒332-0031 川口市青木3-2-7 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40 〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 〒272-8543 市川市南八幡5-11-21 〒112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内1～5階 〒110-8609 台東区東上野4-1-2 〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 〒231-0005 横浜市中区本町3-30 〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2 〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1 〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内 〒456-8503 名古屋市中村区旗屋2-22-21 〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内 〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1F～3F 〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34 〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1 〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	011 (562) 0101 0138 (26) 0735 0166 (51) 0176 048 (251) 2901 048 (667) 8609 048 (832) 2461 043 (242) 1181 047 (370) 8609 03 (3812) 8609 03 (3847) 8609 03 (3476) 8609 045 (663) 8609 044 (244) 8609 054 (238) 8609 053 (457) 5151 052 (582) 8171 052 (681) 1211 0586 (45) 2048 06 (6942) 4771 06 (6344) 8609 06 (6582) 5271 06 (6302) 4771 078 (362) 8609 078 (861) 8609

主要労働基準監督署 労働災害や賃金・労働時間等の労働条件についての相談は

都道府県	所在地	電話番号
(北海道) 札幌中央 函館 旭川 (埼玉県) さいたま 川口 (千葉県) 千葉 船橋 (東京都) 中央 上野 品川 渋谷 (神奈川県) 横浜南 鶴見 川崎南 (静岡県) 静岡 (愛知県) 名古屋北 名古屋東 (大阪府) 大阪中央 大阪西 (兵庫県) 神戸東	〒060-8587 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎7F 〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎 〒078-8505 旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎西館6階 〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシスタワー14階 〒332-0015 川口市川口2-10-2 〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階 〒110-0008 台東区池ノ端1-2-22 上野合同庁舎7階 〒141-0021 品川区上大崎3-13-26 〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5・6階 〒231-0003 横浜市中区北仲通り5-5-7 横浜第2合同庁舎9階 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 〒210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2 〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル 〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 〒468-8551 名古屋市天白区中平5-2101 〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 〒550-0014 大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	011 (737) 1190 0138 (23) 1276 0166 (35) 5901 048 (600) 4803 048 (252) 3774 043 (308) 0670 047 (431) 0181 03 (5803) 7381 03 (3828) 6711 03 (3443) 5742 03 (3780) 6527 045 (211) 7374 045 (501) 4968 044 (244) 1271 054 (252) 8106 052 (961) 8653 052 (800) 0792 06 (6941) 0451 06 (6531) 0801 078 (332) 5353

労働基準監督署へは、次の書面の提出が必要です。

- ・法定労働時間を超えて労働させる場合等には「時間外労働・休日労働に関する協定届」
- ・有機溶剤業務等に就かせる場合等には「特殊健康診断結果報告書」
- ・附属の寄宿舎を設置し、出稼労働者を寄宿させる場合等には「寄宿舎設置・移転・変更届」および「寄宿舎規則」
- ・出稼労働者が事業場内、附属寄宿舎内等で死傷し休業した場合等には「労働者死傷病報告」

都道府県労働局総務部企画室所在地一覧

労働局名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311(代)
青 森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎8F	017-734-4212
岩 手	020-8522	盛岡市中央通2丁目1番20号 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル2F	019-604-3002
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7F	022-299-8834
秋 田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4F	018-883-4254
山 形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3F	023-624-8226
福 島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5F	024-536-4600
茨 城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎4F	029-224-6212
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎4F	028-634-9112
群 馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル9F	027-210-5002
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー16F	048-600-6201
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2F	043-221-2303
東 京	102-8305	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎14F	03-3512-1610
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13F	045-211-7357
新 潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地 第1庁舎2F	025-234-5353
富 山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番地5号 富山労働総合庁舎1F	076-432-2728
石 川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6F	076-265-4421
福 井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14F	0776-22-0221
山 梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2851
長 野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号 長野労働総合庁舎4F	026-223-0551
岐 阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8124
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6320
愛 知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館2F	052-972-0252
三 重	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3F	059-226-2110
滋 賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6648
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3212
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6050
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15F	078-367-0700
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎2F	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3F	073-488-1101
鳥 取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1701
島 根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7007
岡 山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3F	086-225-2017
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9240
山 口	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6F	083-995-0365
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4F	088-652-9142
香 川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8916
愛 媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5201
高 知	780-8548	高知市南金田1番39号 労働総合庁舎4F	088-885-6028
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4763
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3F	0952-32-7167
長 崎	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3F	095-801-0022
熊 本	860-8514	熊本市春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1706
大 分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3218
宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2F	0985-38-8821
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8239
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3F	098-868-4403

「はじめよう 届出・申請 オンライン」

～雇用保険手続の電子申請をご利用ください～

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/index.html>

(平成23年度作成)